



NEWS (PRESS) RELEASE

令和 2 年 2 月 2 5 日
志摩市 市民生活部 ごみ対策課

タイトル	令和 2 年 4 月 1 日から 志摩市指定ごみ袋の取扱いが変わります。
概要 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナリシップで目標を達成しよう	現行の指定ごみ袋は「もやせるごみ用」「資源用」「もやせないごみ用」の3種類を市が製造、保管、配送を行っておりますが、令和2年度から「もやせるごみ用」のみを市が認定した複数の業者による製造、卸売りをする方法に移行し、販売価格は業者と小売店が自由に設定します。「資源用」「もやせないごみ用」は指定を行わず、中身の見える袋を使って集積所へ出します。 ○効果 ごみ袋の販売価格が安価になる見込みがあり、市民の皆様の家計負担の軽減を図ることが期待できます。 また、市の保管の経費や発注業務などの仕事量が軽減され、塵芥処理にかかる業務の効率化につながるが見込まれ、行政サービスの向上に寄与し、住みよいまちづくりを推進することが出来ます。 ○概要 【もやせるごみ】・・・指定ごみ袋 本体色・・・黄色 袋の容量・・・特大(45ℓ程度)・中(20ℓ程度)・小(10ℓ程度) 容量は上限45ℓです。 【資源ごみ】・【もやせないごみ】・・・指定無ごみ袋 透明・半透明の汎用品として市販されている袋を使用してください。 容量は上限45ℓです。 (新規で購入する際には、透明袋を推奨します。) 4月以降は、家庭にある中身が見える破れにくい袋も資源ごみ袋やもやせないごみ袋として使用できます。(絵柄が入っていても使用できます。)



	○市民の皆さんへの周知 ごみ袋の取扱いについて、ケーブルテレビの放送や広報しま・チラシを配布して周知を行います。 ○現在の指定ごみ袋について 家庭に残った現行の指定ごみ袋「もやせるごみ用」「資源用」「もやせないごみ用」は4月以降も引き続き使用できます。 現在の分別ルールは変わりません。
お問 合 せ 先	志摩市 市民生活部 ごみ対策課 担当 井上・中田 TEL 0599-43-7940 FAX 0599-43-7941